

【改訂版】

学校防災マニュアル
(地震災害編)

令和8年3月改訂

あきる野市教育委員会

目 次

第1章

- 1 マニュアルの目的…………… |
- 2 あきる野市教育委員会の基本方針…………… |

第2章

- 1 大地震への備え…………… 2
 - (1) 体制整備…………… 2
 - (2) 備蓄…………… 4
 - (3) 点検…………… 4
 - (4) 避難訓練…………… 5
 - (5) 教職員研修…………… 7
- 2 地震発生後の対策…………… 7
 - (1) 地震発生時のあきる野市立学校の対応…………… 7
 - (2) 避難所としての対応…………… | |
 - (3) 発災の時間帯に応じた対応例…………… | 4
 - (4) 感染症対策…………… | 9
- 3 事後対策…………… 20
 - (1) 教育委員会の教育活動再開計画…………… 20
 - (2) 学校の教育活動再開計画…………… 20

【資料】

- ◎学校が備えておくべき防災用物品一覧…………… 22
- ◎緊急参集教職員一覧（作成例）…………… 23
- ◎緊急時引渡しカード（学校提出用）（例）…………… 24
- ◎児童・生徒引渡一覧（作成例）…………… 25
- ※あきる野市学校防災マニュアル策定委員会設置要領… 26

第1章

1 マニュアルの目的

あきる野市及びその周辺地域等において危機事案が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、児童・生徒を中心に市民の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、あきる野市教育委員会及びあきる野市立学校が実施すべき危機管理対策の具体的な取組等、共通事項を明らかにするものである。

⇒対象とする危機事案は、地震災害とする。

⇒学校における地震災害発生時の対応について、学校が作成する「学校防災計画」の基本指針として、教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。

⇒家庭や地域、関係機関等に周知し、地域全体で地震災害に対する知識を高め、体制整備の構築、推進を図る。

2 あきる野市教育委員会の基本方針

地震災害対応を実施するに当たり、あきる野市教育委員会の基本方針を、次の3つとする。

- (1) 児童・生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。
- (2) 児童・生徒や多くの市民に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、あきる野市教育委員会は、市長部局と一体となって危機対応に取り組む。
- (3) 地震発生時の初動体制の要である情報連絡体制及び教職員の参集については、対応を具体的に示すことにより、危機管理意識を高め、体制を強化するものとする。

第2章

1 大地震への備え

(1) 体制整備

ア 市におけるあきる野市災害対策本部の設置

市は、あきる野市の地域に地震災害が発生した場合、法令及び計画の定めるところにより、「あきる野市災害対策本部」(※1参照)を設置し、防災機関、国、東京都などと連携・協力しながら、応急対策を実施するとともに、他の防災機関が行う応急対策を援助し、総合調整を行う。

※1 あきる野市地域防災計画から

市長は、市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため市本部を設置するものとする。市本部を構成する部長の職にある者は、市本部を設置する必要があると認めるときは、総務部長に市本部の設置を要請する。

総務部長は、市本部設置の要請があった場合、又はその他市本部を設置する必要があると認められた場合は、市本部の設置を市長に要請する。

〈あきる野市災害対策本部の設置基準〉

⇒市の震度が5強以上の地震が観測されたとき。

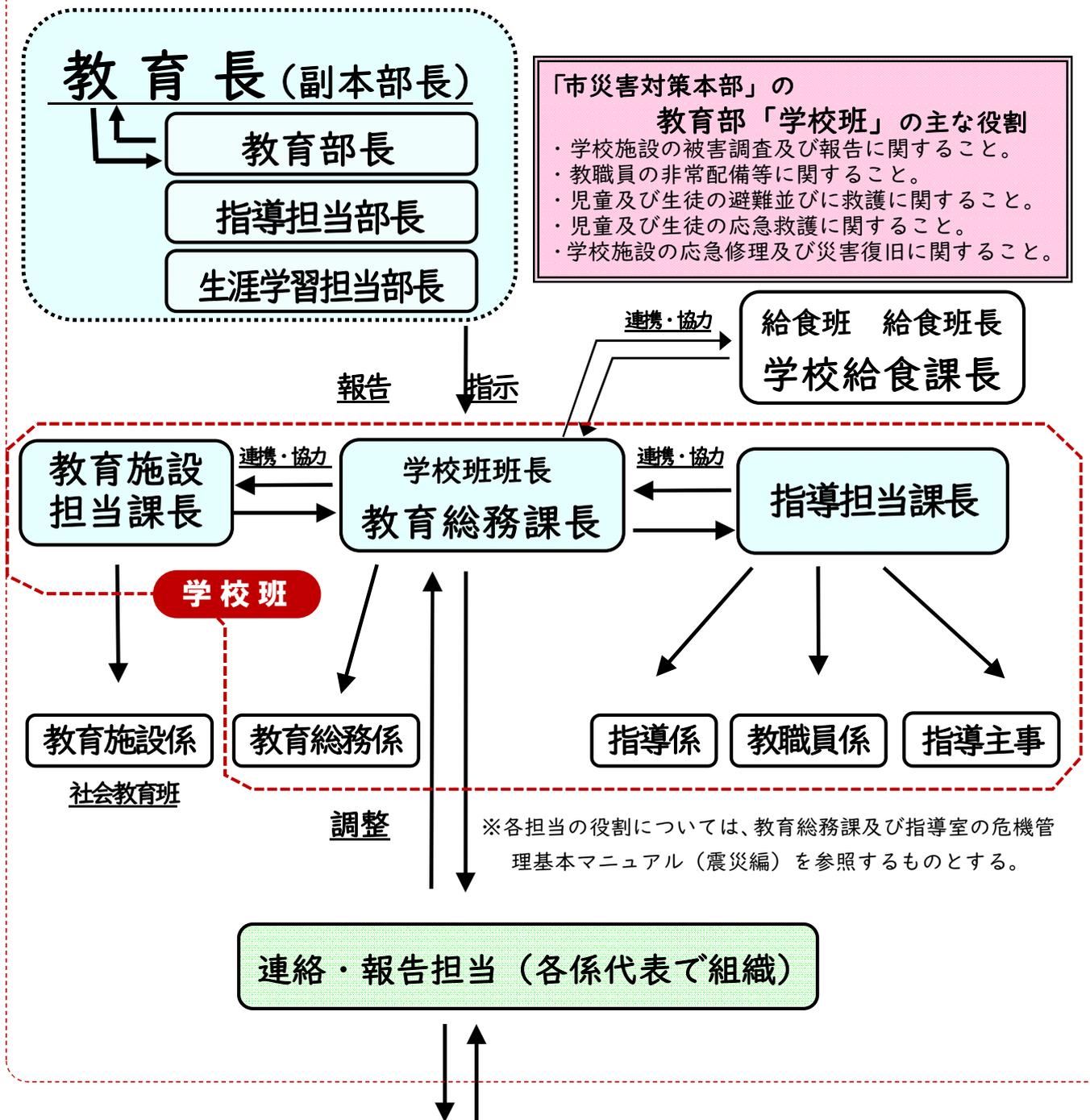
⇒震度にかかわらず、市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

イ あきる野市災害対策本部教育部学校班の設置

教育部教育総務課及び指導室は、市の災害対策本部が設置された場合、同本部の教育部「学校班」として、学校の災害対応に当たる。

※本市において、震度5強以上の揺れが観測された場合、本市教育委員会独自で情報連絡体制をとり、必要に応じて災害対応に当たる。

ウ あきる野市災害対策本部災対教育部学校班の組織



あきる野市立小・中学校（各校毎に6つの班を組織）

- 本部（校長）
- 情報班
- 救護班
- 避難・誘導班
- 食料・衛生班
- 安全点検班

※校長もしくはそれに代わる学校の責任者は、状況に応じて、その他必要な班を組織する。

エ 教職員及び教育部学校班職員の参集基準

★学校が休業の日（土曜・日曜日、夜間等）に、あきる野市において、**震度5強以上**の揺れが観測された場合

あきる野市教育委員会は災対教育部学校班を設置

（市は、震度5強以上で、災害対策本部を設置）

①教職員

⇒**発災と同時に自発的に各学校に全教職員参集**
（徒歩、自転車等で、参集できる教職員）

②災対教育部学校班職員

⇒**発災と同時に自発的にあきる野市役所に全職員参集**
（徒歩、自転車等で、参集できる職員）

（市は、震度5強以上で、災害時初動マニュアルに基づき、特別非常配備態勢となり、全職員が参集する。）

※震度5弱以下の場合、教育部長は、教育長の指示の下、必要に応じて教育委員会内に対策本部を設置し、教職員及び教育委員会職員に、参集の連絡をする。

（2）備蓄

大規模災害発生時に、各校において留め置く児童・生徒を保護者に引き渡すまでの間、全体の約3割が発災後1日を過ごせるよう、食料（アルファ化米等）、飲料水（ペットボトル）、及び毛布を備蓄している。

（3）点検

ア 建物の点検

学校の施設及び設備の安全点検については、学校保健安全法第27条において、計画的に実施するよう定められている。

大地震発生時に、児童・生徒の安全を確保するとともに、安全に避難させるために、校舎、設備等の日頃からの点検が必要である。

また、校舎内の避難経路が確保されているかなどの点検も必要である。

【あきる野市立学校の点検の時期及び場所】

★每学期1回以上（定期）

各学校が建設されてからの経過年数等を考慮し、每学期1回以上、計画的に建物、施設等について、点検をする。

◆代表的な場所◆

教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、トイレ、給食室、屋上、校庭備品等

★緊急の安全点検（臨時）

◆代表的な時期◆

運動会、体育祭、学芸会、文化祭、展覧会等の学校行事の前後
地震、暴風雨、近隣での火災などの災害発生時



イ 非構造部材の点検・耐震化

建物そのものではなく、天井材、外装材、照明器具、家具等を総称して非構造部材という。

耐震補強が済んでいる校舎であっても、非構造部材の落下、破損等により負傷する可能性があり、過去の震災では、死亡に至ったケースもある。非構造部材の点検は、専門家によってなされるものと教職員でできるものがある。専門家による点検を含む整備については、平成26年度より教育委員会教育施設担当が実施している。

一方、教職員によって実施できるものについては、文部科学省による「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～」等を参考に、各校で随時取り組むものとする。

（４）避難訓練

時を選ばず発生する地震災害に適切に対応するためには、身を守る初動を定着させるための避難訓練を定期的実施する必要がある。また、いかなる状況であっても、児童・生徒が自らの身の安全を守れるように、設定条件を変えての訓練実施も必要といえる。

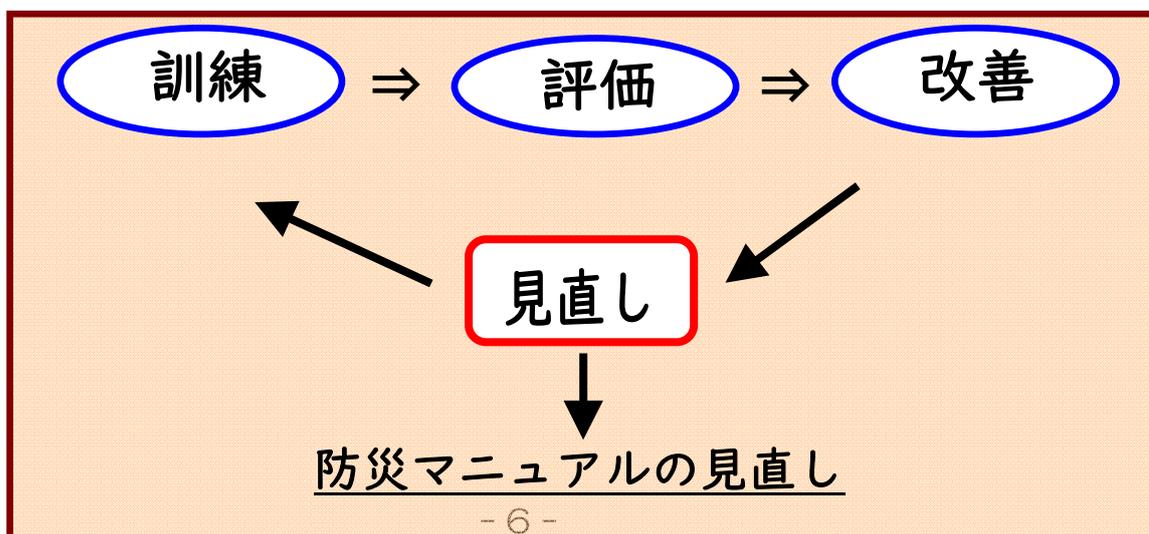
このため、実施の方法や時期は各学校の年間計画を鑑みながら、実施時間や実施場所には、休憩時間中、清掃中、登下校中、音楽室、図工室、理科室等の変化を持たせることで、児童・生徒の危機回避能力を高める訓練を行う。従来のように全校一斉に校庭に集合する訓練だけではなく、クラスごとやクラブ活動ごと、部活動ごとに、それぞれの状況のなかで、身の安全のはかり方を確認する「ショート訓練」も状況に合わせ実施する。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している学校は、その特徴など、配慮すべき事項について、全教職員で、共通理解を図り、これを想定した訓練も実施する。

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所（安全スペース）に、素早く身を寄せて安全を確保することである。教職員等の指示を待たずに、児童・生徒が自ら判断して、安全スペースに身を寄せる、頭を守る「ダンゴムシのポーズ」等ができるよう繰り返し訓練する。

こういった訓練を行うには、教職員と児童・生徒が、校内や通学路の危険箇所を把握する必要がある。その効率的な方法として、児童・生徒らと一緒に取り組む「防災マップ」の作成が挙げられる。先に挙げた非構造部材のチェック項目等も参考にしながら、落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものとはどんなものなのか、発達段階に応じて考察しながら進め、児童・生徒の危機回避能力を確実に高める。

さらに、これらの訓練を実施する毎に、評価及び改善を繰り返し、防災マニュアルの見直しに生かしていく。



(5) 教職員研修

教職員は、地震等の災害から児童・生徒の生命及び身体の安全を守るため、学校における防災体制・防災教育の重要性を十分認識して、「防災に関する指導力」を高めることが必要である。

そのため、あきる野市立学校においては、学校における防災対策を、「研修」として位置づけ、事前・発生時・事後と、それぞれの段階に応じた研修を校内等で、行うものとする。

具体的には、校務分掌の中に、主幹教諭又は主任教諭の中から「学校防災担当教諭」を定めて、研修等の推進役として、防災に関する教材等を活用した研修等を実施しながら、校内防災体制を整え、全ての教職員に、「防災知識」が備わるよう養成していく。

2 地震発生後の対策

(1) 地震発生時のあきる野市立学校の対応

ア 地震発生時の児童・生徒の安全確保

●児童・生徒が在校中の場合

震度5強以上の揺れが観測された場合は、原則として小学校、中学校とも、児童・生徒を学校に留め置き、保護者への「引渡し」を行う。

⇒防災行政無線が不通となり、教育委員会との連絡ができなくなることも想定される。この場合は、引渡しの原則に従うことから、保護者に事前に方法を周知しておく。

⇒通信手段が確保されている場合、「保護者連絡システム」「学校ホームページ」等により、学校から保護者に連絡を行う。

⇒保護者への引渡しを原則とし、帰宅困難等で保護者及び兄弟が引き取りできない場合であっても、近所の人や知人等への引き渡しは、認めない。

震度5弱以下の揺れが観測された場合は、安全を確認の上、原則として下校させる。

⇒東京都教育委員会の「学校危機管理マニュアル」では、“震度5弱以下では、人的・物的被害の発生の可能性は少ない”となっているが、各学校は、教職員等によって、通学路、交通機関、道路、家屋の状況等を可能な限り確認し、学校長（不在の場合は副校長）が、児童・生徒を学校に留め置くか、下校させるかの判断をする。なお、通信手段が確保（防災行政無線等が使用可能）されている場合、教育委員会とも協議し、下校についての判断を行う。

■各学校の電話に、災害時優先電話の設定をしている。教職員は、どの電話であるか把握しておく。

※参考 市では、震度5弱以下（震度5強で災害対策本部設置）は、市長及び総務部長で対応を協議し、必要に応じて災害対策本部を設置する。災害対策本部が設置されると、第1非常配備態勢（課長級以上の参集）又は、第2非常配備態勢（係長級以上の参集）が発せられる。

●児童・生徒が登下校中の場合

- ⇒自宅又は学校のどちらか近い方に避難する。
- ⇒自宅に保護者が不在の場合は、学校に避難する。学校は、保護者が迎えに来るまで留め置く。
- ⇒児童館又は学童クラブ運営時に地震が発生した場合、保護者が迎えに来るまで、児童を施設に留め置く。

●校外指導時

- ⇒児童・生徒の安否確認。
- ⇒引率責任者と在校職員とで連絡を取り合う。
- ⇒現地状況を把握し、帰校するか否かの判断をする。状況により滞在地の避難所への避難も検討する。
- ⇒帰校できない場合は、滞在地の自治体の指示に従って避難する。

イ 発災時の教職員の組織

あきる野市立学校においては、震度5強以上の揺れが確認された場合には、本部を含めて、次の「6つの班」を組織し、災害対応を行う。

なお、校長（不在の場合は副校長）は、状況に応じて、その他必要な班を組織する。

また、組織する教職員については、代表事例を示すものであって、この限りではない。

本 部

校長 副校長 ○○主幹教諭 ○○主任教諭

○本部等の設置場所の決定 ○命令系統の一本化 ○稼動可能な教職員の動員計画 ○状況に応じた各分担者の再配置
○避難場所開設、児童・生徒の避難場所の決定○学校防災計画に基づいた対処と指示○重要書類・帳簿・非常持ち出し品の搬出○学校備品の管理 ○貸出物品の把握

避難・誘導班

○○主幹教諭 ○○主任教諭 ○○教諭

○校門の開錠 ○児童・生徒の人数確認（不明者の把握）
○保護者への引渡しと引渡した児童・生徒の把握 ○通学路の状況調査 ○残留児童・生徒の安全確保 ○不明児童・生徒の有無の確認 ○不明児童・生徒の搜索 ○避難者の誘導
○避難路の安全確保 ○避難スペースの確保

情報班

（副校長） ○○主幹教諭 ○○主任教諭

○メールの通信状況の確認 ○保護者連絡システム等の配信
○教育部学校班との連絡 ○警察・消防等の外部機関への通報
○要援護者の避難誘導 ○人的・物的被害の把握 ○情報の一元管理・情報の集約 ○報告・連絡・対応策の周知徹底 ○児童・生徒及び教職員の被害状況の把握 ○情報伝達の手段の確保 ○交通機関等の状況の把握 ○掲示板の設置・情報管理
○その他情報の周知徹底 ○本部と連携した広報・告知活動
○立入禁止場所の掲示・その他表示の設置

救護班

○○養護教諭 ○○教諭 ○○教諭

○児童・生徒のけが人の救護、応急処置 ○保健室薬品類の被害状況確認 ○応急医療用具及び薬品類確保 ○重傷者について校医、消防隊等へ連絡 ○応急処置後の救護要請
○児童・生徒の心的ケアの実施
○搬送対応（付添者が必要な場合の確保）

食料・衛生班

〇〇主任教諭 〇〇教諭 〇〇教諭

〇残留児童・生徒、教職員の食料、飲料水、寝具、防寒具等の確保 〇トイレの衛生管理 〇ゴミなどの管理及び処理

安全点検班

〇〇主任教諭 〇〇教諭 〇〇教諭

〇施設内の巡回・指導 〇施設の被害状況の把握と安全確認
〇危険箇所等への立ち入り禁止措置 〇二次災害の発生防止
〇飛散したガラス等の危険物除去 〇電気・ガス・水道・電話の被害調査 〇避難者に対する人物確認及び警戒 〇水道・ガスの閉止や理科薬剤保管等の点検 〇初期消火活動 〇出火防止措置

ウ 学校に留め置いた児童・生徒への対応

学校（本部）は、児童・生徒を校内の安全な場所に集めるとともに、学校に留め置く時間が長時間に渡る場合、学校に備蓄してある食料、毛布等を提供し、「安心・安全」な環境を整える。

- ⇒学校は、あらかじめ児童・生徒を避難させておく場所を決めておき、保護者への引渡しが行き届くよう掲示物を用意しておく。
- ⇒学校での留め置きが長時間になる場合も想定し、児童・生徒の安全確保に必要な物品（P 22 参照）を揃える。
- ⇒市民等の避難者用に、学校備品を貸し出す場合は、学校（本部）の判断とする。
- ⇒教職員の勤務体制と役割分担（P 9・P 10 参照）について、各学校で、あらかじめ決めておく。

※学校での児童・生徒の留め置きが長期間になる場合も想定し、一時的に帰宅させる教職員・夜半過ぎ頃まで対応させる教職員・終日対応させる教職員等を事前に決めておく。また、緊急参集教職員一覧（P 23 参照）を作成し、学校休業中等も考慮し、職員の緊急参集と交代体制についても、一定のルールを設けておく。

- 中学生は、保護者への引渡しが行われるまで、学校敷地内において、一時的な避難場所及び避難所の設営等、簡易で安全と考えられる作業に限り、校長（不在の場合は副校長等）の判断で、本人同意の下、協力させることができる。

(2) 避難所としての対応

避難所の管理運営は、市が住民、町内会・自治会、防災・安心地域委員会等の協力を得て行い、教職員は、校長の指示を受けて、避難所の管理を支援する。

- 避難所の運営は、担当者に引き継ぐまでに、一定期間を要することが想定される。

- ・災害規模が大きな場合は、一時的な避難場所の開設から、避難所とするまで、教職員が開設や運営について、中心的な役割を果たすこともある。
- ・災害時における教職員の第一の役割は、児童・生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化であることを近隣住民に周知し、教職員が避難所の運営に必要以上に長く携わることのないように合意を得ておく。

- 学校施設内において、避難場所及び避難所として開放する場所とその優先順位を明確にしておく。**

- ・災害発生時、学校は一時的な避難場所から、更に、避難所として、地域住民を受け入れていくことになる。
- ・教育活動の早期再開に向けての混乱を避けるため、学校のどの部分を、一時的な避難場所及び避難所として開放するか、その優先順位をあらかじめ決めておき、発災時に掲示する。
- ・校長室、職員室、事務室及び保健室は、いかなる場合も貸し出さない。

- 災害発生時の状況に応じた避難所開設までの動きを明確にしておく。**

- ・災害発生の時間帯、建物の状況（専門家の判断も必要な場合がある）等により、避難所開設に向けた対応は異なる。
- ・災害発生時の状況に応じて、避難所開設への動きを明確にし

ておく必要があり、地域の町内会・自治会、自主防災組織等との連携についても明確にしておく。

避難場所及び避難所の開放場所の表示

地震発生から時間が経ち、被災者が学校に避難してくる状況では、早い者勝ちに各自がスペースを確保する状況が想定される。

避難所にルールのない状況下では、一度占有した避難者を移動させることは、大変困難であり、その後の被災者の団体生活や学校の教育活動に重大な影響を及ぼすことになる。

これを防止するためには、学校としての「開放場所」と「非開放場所」を表示することが必要となる。掲示物は、平時に作成しておき、使用することが重要である。

ア 一時的な避難場所の開設

開放場所 ⇒ 校庭

避難対象者⇒一般被災者及び要援護者

- 避難・誘導班の教職員又は鍵を持つ地域の責任者（事前に町内会、自治会等との協議が必要）は校門を開錠し、開放エリアを表示後、校庭に集まった避難者に災害対策本部からの指示を待つよう説明する。
- 雨天や夜間などの場合は、校庭の安全確認を行い、状況に応じて開放する。その際は、開放する場所を定め表示し、要援護者を優先して誘導する。
- 学校備蓄毛布は、病人等に貸与できるものとする。

イ 避難所の開設

地震等による家屋の倒壊、焼失等で、被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者を、一時的に受け入れて保護するため、各学校の体育館が、避難所に指定されている。

開放場所 ⇒ 校庭及び体育館

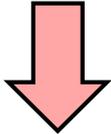
避難対象者⇒一般被災者及び要援護者

- 立ち入り禁止区域（校長室、職員室、事務室、保健室等）を明示する。
- 学校は、児童・生徒の安全を第一とし、校舎は、原則として、児童・生徒の避難場所とする。
- けが人、病人が多数発生している場合は、校長もしくは副校長の判断で、空き教室の一部の利用を許可することができる。
- 建物の安全確認ののち、避難所として開設されたら、校庭に加えて、体育館を開放する。
- 体育館の備品等を、勝手に使用することのないよう徹底する。
- 体育館のマット類については、けが人・病人が優先的に使用できるよう、避難所を運営する自主防災組織に利用を認める。
- 体育館を避難所とした場合には、設置してあるWi-Fi環境を「無料Wi-Fi」として使用することが可能になる。

(3) 発災の時間帯に応じた対応例

●児童・生徒が在校中の災害対応

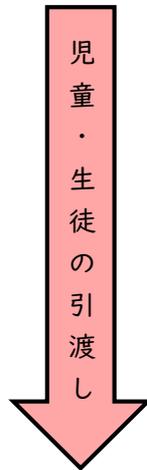
児童・生徒が学校に在校している時間帯に**震度5強以上**の揺れが観測され、学校周辺の建物の倒壊、火災等の被害があり、多くの被災者が学校に避難してくる場合

児童・生徒	避難者
<p data-bbox="245 636 791 689">1 安全確保・安全確認</p> <p data-bbox="256 701 783 1081">(1) 落下物から身を守るよう指示 (2) <u>必要に応じて校庭の安全確認</u> ※廊下にガラスが飛散している場合等は、教室内に留め置くこともある。 (3) 校庭へ第1次避難 (4) 避難経路・避難場所の安全確保 (5) 児童・生徒の状況確認 (6) 不明児童・生徒の搜索</p> <p data-bbox="245 1133 791 1187">2 保護者への引渡し準備・開始</p> <p data-bbox="268 1198 783 1406">※原則、震度5強以上では、あきる野市教育委員会から引取りに係る指示がなくても、市内小・中学校ともに児童・生徒を留め置いて保護者への引渡しを行う。</p> <p data-bbox="245 1417 791 1471">★役割分担によって行動開始</p> <p data-bbox="256 1482 783 1986">(1) 校庭に避難した場合は、教室へ戻る。 ※校舎内の安全が確認された場合、教室で引渡しを行うが、施設の状況で判断する。 (2) 学校から保護者連絡システム等で、保護者への引渡し開始の連絡を行う。【情報班】 ※取決めどおり、小・中学校ともに引渡しとなるが、通信手段が確保されているような場合は、保護者に引渡し開始の連絡を行う。</p>	<p data-bbox="842 636 1385 819">あきる野市は震度5強 (震度5弱以下は、市長及び総務部長で対応を協議し、必要に応じて災害対策本部を設置する。)</p> <p data-bbox="1050 860 1161 994"></p> <p data-bbox="895 1048 1331 1102">あきる野市災害対策本部設置</p> <p data-bbox="900 1113 1166 1189">理事者・全職員対応 通常業務停止</p> <p data-bbox="858 1290 1385 1344">1 一時的な避難場所の開設</p> <p data-bbox="858 1355 1385 1780">(校庭)【開設→本部】 (1) 児童・生徒が教室に戻ったら校庭に避難者を入れる。 (2) 校門等に<u>引渡し中の掲示</u>をする。 (3) 負傷者の確認と手当て (4) 悪天候等の条件下で、避難者の校庭滞留時間が長時間に及ぶと想定される場合は、災害対策本部の指示により、避難者を体育館に誘導する。</p>

児童・生徒

3 児童・生徒の引渡しと保護

- (1) 引渡し状況の把握
【避難・誘導班】
- (2) 残留児童・生徒への対応
※一か所に集めて保護する。
- (3) あきる野市教育委員会への児童・生徒の引渡し状況報告（2時間毎程度）
※防災行政無線等が使用可能な場合
【情報班】



4 児童・生徒の学校施設での宿泊

- (1) 仮眠場所の確保及び決定
【本部】
- (2) 児童・生徒の移動
【避難・誘導班】
- (3) 水・食料・毛布等を児童・生徒に配布
【食料・衛生班】
※引き渡しをした児童・生徒の家族が避難者となった場合、避難所となった学校体育館に宿泊することも想定される。

避難者

2 一時的な避難場所の運営

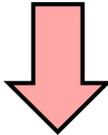
- (1) 負傷者の応急措置、病院への連絡
【救護班】
- (2) 避難者の情報把握
【情報班】
- (3) 校庭内の避難場所の案内
【避難・誘導班】

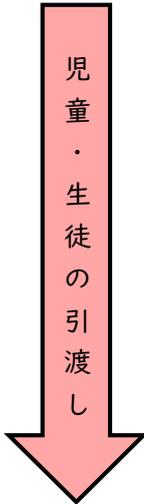
3 避難所の設置

- (1) 市災害対策本部職員から地域の自主防災組織が引き継ぎ避難所を運営する。
 - ア 施設の被害状況の伝達
【情報班】
 - イ 施設・設備の使用協議
【本部】
 - ウ 体育館の追加開放及び開放エリアの決定
【本部】
- (2) 避難者への避難所の使用方法及び災害情報の情報提供
【市災害対策本部】

●児童・生徒が登下校中の災害対応

児童・生徒が登校又は下校途中の時間帯に**震度5強以上**の揺れが観測され、学校周辺の建物の倒壊、火災等の被害があり、多くの被災者が学校に避難してくる場合

児童・生徒		避難者
1 児童・生徒の安全確保		<p>あきる野市は震度5強</p> <p>(震度5弱以下は、市長及び総務部長で対応を協議し、必要に応じて災害対策本部を設置する。)</p> 
<p>(1) 避難指示 学校にいる児童・生徒に身を守るように指示する。</p> <p>(2) 状況に応じて校庭への避難 児童・生徒を校庭へ避難させる。</p>		
2 児童・生徒の所在確認		<p>あきる野市災害対策本部設置</p> <p>理事者・全職員対応 通常業務停止</p>
<p>学校にいる児童・生徒への対応</p>	<p>登下校中の児童・生徒への対応</p>	
<p>(1) 学校にいる児童・生徒数の確認</p> <p>(2) 児童・生徒の負傷者の確認と手当て</p> <p>(3) 校内で逃げ遅れている児童・生徒の保護</p>	<p>(1) 学校外から戻ってきた児童・生徒の集合・整列</p> <p>(2) 児童・生徒の負傷者の確認と手当て</p> <p>(3) 氏名、学年及びクラスを確認し、学校にいる児童・生徒と合流する。</p>	
		1 一時的な避難場所の開設
		<p>(校庭)【解説→本部】</p> <p>(1) 児童・生徒が<u>教室に戻ったら校庭</u>に避難者を入れる。</p> <p>(2) 校門等に引渡し中の<u>掲示</u>をする。</p> <p>(3) 負傷者の確認と手当て</p> <p>(4) 悪天候等の条件下で、避難者の校庭滞留時間が長時間に及ぶと想定される場合は、災害対策本部の指示により、避難者を体育館に誘導する。</p>

児童・生徒	
3 不明児童・生徒の安否確認と 学区点検	
<u>学校にいる児童・生徒への対応</u>	<u>登下校中の児童・生徒への対応</u>
(1) 学校施設の被害状況・安全確認 (2) 児童・生徒を校舎内に移動 (3) 不明児童・生徒の最終確認 (4) 保護者への引渡し開始	(1) 通学路における児童・生徒の安否確認 ※懐中電灯、ホイッスル、名簿、地図、救急バッグ等を持参する。 ※保護者の保護下でない児童・生徒は学校へ避難するよう指示する。(児童館及び学童クラブにいる児童は、各施設で保護する。) ※負傷している児童・生徒の応急手当を行う。 ※負傷により避難できない児童・生徒の対応をする。 (2) 通学路の安全確認と危険箇所の調査 ・道路、橋、電線の状態 ・交通機関運航状況 ・家屋倒壊、火災状況
	
4 児童・生徒の校舎での宿泊	
(1) 仮眠場所の確保及び決定 【本部】 (2) 児童・生徒の移動 【避難・誘導班】 (3) 水・食料・毛布等を児童・生徒に配布 【食料・衛生班】	

避難者
2 一時的な避難場所の運営
(1) 負傷者の応急措置、病院への連絡 【救護班】 (2) 避難者の情報把握 【情報班】 (3) 校庭内の避難場所の案内 【避難・誘導班】
3 避難所の設置
(1) 市災害対策本部職員から地域の自主防災組織が引き継ぎ避難所を運営する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設の被害状況の伝達 【情報班】 イ 施設・設備の使用協議 【本部】 ウ 体育館の追加開放及び開放エリアの決定 【本部】 (2) 避難者への避難所の使用方法及び災害情報の情報提供 【市災害対策本部】

●学校休業中（土曜・日曜・夜間等）の災害対応

学校が休業日であり、警備員や一部の教職員が、勤務態勢をとっている時に、**震度5強以上**が観測され、多くの被災者が学校に避難してくる場合

児童・生徒	避難者
<p>1 児童・生徒の安全確保</p> <p>(1) 避難指示 部活動等で、学校で活動している児童・生徒に避難指示をする。</p> <p>(2) 状況に応じて校庭への避難 児童・生徒を校庭へ避難させる。</p> <p>2 保護者への引渡し準備・開始</p> <p>学校にいる児童・生徒を校庭へ集めて安全確保し、保護者への引渡しを開始する。</p> <p>引渡し一覧を作成し、引渡しの状況を把握する。</p> <p>3 教職員の参集</p> <p style="text-align: center;">教職員の緊急参集</p> <p><u>夜間の場合も、児童・生徒はいないが、避難者のために、緊急参集する。</u></p> <p>※徒歩、自転車等で参集できる職員（緊急参集教職員一覧を活用）</p> <p>【参集職員対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検 ・本部の設置 ・校内の立入り禁止措置 ・保護者が、引取りに来ることのできない児童・生徒の安全確保（部活動の生徒等） <p>4 児童・生徒の宿泊</p> <p>滞留している児童・生徒への宿泊対応を行う。（水・食料・毛布等の配布）</p> <p>【参集職員対応】</p>	<p>1 一時的な避難場所の開設</p> <p>(1) 参集できた教職員、又は、地域の代表で状況を判断し、校門を開錠（※）して、避難者を受け入れる。</p> <p>(2) 被災した児童・生徒も、避難者として校庭での受け入れを開始する。</p> <p>※学校では、鍵の保管場所を決めておく。また、<u>自治会等の地域の責任者にも、協議の上、あらかじめ鍵を預けておく。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■本部の設置 ■負傷者の応急手当、病院への連絡 <p>【参集職員及び出勤等していた教職員対応】</p> <p>2 避難所の開設</p> <p><u>避難所（体育館）の運営</u></p> <p>市災害対策本部職員から地域の自主防災組織が引き継ぎ避難所を運営する。</p> <p>【参集職員対応】</p> <p>(1) 本部の設置</p> <p>(2) 地震の被害状況把握 施設の被害把握、交通・通信関係の情報を把握する。</p> <p>(3) 避難者の誘導 要援護者を優先開放エリアへ誘導する。本部は、体育館の開放を決定し、開放エリアに避難者を誘導する。</p> <p>(4) 避難者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 受付名簿を作成する。 イ 施設・設備の安全管理を行う。 ウ 巡回警備を行う エ 避難者へ災害情報などを提供する。 <p>3 避難者の宿泊</p> <p>避難者の宿泊対応を行う。</p> <p>※水・食料・毛布等の配布</p> <p>【参集職員対応】</p>

(4) 感染症対策

新型コロナウイルスに代表される感染症等の流行状況を踏まえ、感染拡大を発生させないように留意する。

特に、避難所を開設する際には、多くの市民が学校施設内に滞留することになるため、消毒薬品や体温計の確保、咳や発熱等の有症状者のゾーニング等、都度適切な対応をする。

対応については、避難所管理運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策版）を参考にする。

【参考】避難所管理運営マニュアル（あきる野市、あきる野市防災・安心地域委員会）
<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000011598.html>

3 事後対策

(1) 教育委員会の教育活動再開計画

ア 学校の再開支援の基本姿勢

児童・生徒の安否及び心身の状況並びに学校施設及び設備の状況を学校と共有・連携し、対応に当たる。

イ 児童・生徒の在籍状況確認

児童・生徒の転出・転入について、学校・家庭との連絡体制を早期に確立し、児童・生徒の在籍状況の把握に努める。

転出の場合は、基本的に「在学証明書」等を持たせるよう努める。

転入の場合は、「在学証明書」「住民異動届」等がない場合も受け入れをする。

ウ 就学援助

災害救助法の適用を受けた地域の児童・生徒が紛失した教科書等は無償とする。

また、保護者の安否及び被災状況を調査・把握し、就学援助申請の支援を行う。

(2) 学校の教育活動再開計画

教職員は、校長の指揮・監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認をするとともに、児童・生徒の心のケアに十分配慮する。

ア 安否情報、被害状況の収集と把握

教職員による児童・生徒の安否確認は、引渡しカード等の連絡先への電話、家庭訪問等で行う。

また、携帯、固定電話、災害伝言等で、保護者に学校の状況を伝える。

校長は、児童・生徒の被災状況を把握の上、あきる野市教育委員会に報告する。

イ 全国避難者情報システム

東日本大震災等で、情報の把握が課題となったことから、総務省は「全国避難者情報システム」を構築し、活用している。

学校でも、震災時の対策として、「全国避難者情報システム」を理解しておく。

ウ 学校施設の再建

校舎の補修や改修を要する箇所を抽出し、被害の程度が大きいようであれば、危険度判定を要請する。部分的な補修で済むようであれば、修繕を教育施設担当に依頼する。

エ 児童・生徒の通学路の安全確認

授業の再開に当たっては、児童・生徒が安全に通学できるかどうか、通学路の安全確認を行う。安全確認は、原則として、通学区域の地区担当の教員が行う。

オ 応急教育計画の作成

校長は、学校教育が正常に実施されるまでの間、学校施設・設備の被災状況、児童・生徒及び教職員の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、応急教育計画を作成し、教育委員会と調整の上、保護者等に周知する。

カ 児童・生徒の心のケア

大地震への恐怖、家族の死傷等、将来に対する不安を、児童・生徒と共に、保護者も抱いている状態にある。応急教育の立案に当たっては、このような児童・生徒の心の状態に配慮したものとする。

また、心のケアについては、児童・生徒に対して行うが、教職員についても、配慮が必要である。

校長は教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、市教育相談所、精神科医、臨床心理士などの専門家による地震後の心のケア対策に努める。

学校が備えておくべき防災用物品一覧

	(保管場所)	(点検)
■ 児童・生徒・教職員用備蓄		
・アルファ化米（児童・生徒・教職員分）	()	<input type="checkbox"/>
・水（児童・生徒・教職員分）	()	<input type="checkbox"/>
・毛布（児童・生徒・教職員分）	()	<input type="checkbox"/>
■ 緊急参集時に必要な物品		
・校舎・校門の鍵	()	<input type="checkbox"/>
・機械警備のカード	()	<input type="checkbox"/>
・緊急連絡網	()	<input type="checkbox"/>
・学校防災マニュアル（本マニュアル）	()	<input type="checkbox"/>
・地震等発災時職員組織表（任意様式）	()	<input type="checkbox"/>
・緊急参集教職員一覧（P 2 3参照）	()	<input type="checkbox"/>
・緊急時引渡しカード（P 2 4参照）	()	<input type="checkbox"/>
・児童・生徒引渡し一覧（P 2 5参照）	()	<input type="checkbox"/>
・非常警報装置	(使用方法周知)	<input type="checkbox"/>
■ 地震発生時に必要な物品		
・ヘルメット	()	<input type="checkbox"/>
・ハンドマイク（拡声器）	()	<input type="checkbox"/>
・消火器	()	<input type="checkbox"/>
・消火栓配置図	()	<input type="checkbox"/>
・救急箱	()	<input type="checkbox"/>
・マスターキー	()	<input type="checkbox"/>
・プール鍵	()	<input type="checkbox"/>
・防災備蓄倉庫鍵	()	<input type="checkbox"/>
■ 避難所運営時に必要な物品		
・避難者名簿（任意様式）	()	<input type="checkbox"/>
・校舎図面	()	<input type="checkbox"/>
・配管・配線図	()	<input type="checkbox"/>
・消火栓配置図	()	<input type="checkbox"/>
・身分証明証	()	<input type="checkbox"/>
・緊急連絡網	()	<input type="checkbox"/>
・児童・生徒名簿	()	<input type="checkbox"/>
・ハンドマイク（拡声器）	()	<input type="checkbox"/>
・懐中電灯	()	<input type="checkbox"/>
・電卓	()	<input type="checkbox"/>
・電池	()	<input type="checkbox"/>
・携帯ラジオ	()	<input type="checkbox"/>
・三角コーン	()	<input type="checkbox"/>
・コーンバー	()	<input type="checkbox"/>
・トラロープ	()	<input type="checkbox"/>
・模造紙	()	<input type="checkbox"/>
・ガムテープ	()	<input type="checkbox"/>
・ランタン	()	<input type="checkbox"/>
・スコップ	()	<input type="checkbox"/>
・軍手	()	<input type="checkbox"/>

緊急参集教職員一覧（作成例）

	教職員氏名	住 所	参集方法	参集までの 時間
1			徒歩 自転車 その他	時間 分
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

年度 緊急時引渡しカード（学校提出用）

学校名 あきる野市立		学校	
児童・生徒 氏 名 (ふりがな)		(兄弟氏名) (ふりがな)	
(年 組)		(年 組)	
住 所 (ふりがな)		(年 組)	
(〒 -)		(年 組)	
番号	引き取り者氏名	連絡先電話番号	学校 使用欄
1	保護者氏名 (ふりがな)	自宅電話番号 携帯電話番号 勤務先電話番号	
2	(ふりがな) 関係 ()	自宅電話番号 携帯電話番号	
3	(ふりがな) 関係 ()	自宅電話番号 携帯電話番号	
(備考)			

(例)

児童・生徒引渡し一覧（作成例）

	氏名	学年	組	引渡者氏名	続柄	日にち	時間	今後の避難場所
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

あきる野市学校防災マニュアル策定委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 学校保健安全法第29条に基づき、あきる野市立小中学校が「学校防災計画」を整備するにあたっての基本指針となる「あきる野市学校防災マニュアル(地震災害)」を策定するため、あきる野市学校防災マニュアル策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、学校防災マニュアルの原案を策定し、あきる野市教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 指導担当部長
- (3) 地域防災課長
- (4) 児童館担当課長
- (5) 教育総務課長
- (6) 指導担当課長
- (7) あきる野市立小中学校長会長
- (8) あきる野市立小学校長会長
- (9) あきる野市立中学校長会長
- (10) あきる野市立小中学校PTA連合会長

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長の職にある者とする。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、あきる野市立小中学校長会長とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を行う。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員は、専門家に意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定めることができる。

第9条 この要領は、平成24年6月22日から施行する。

【監 修】

- 大木 聖子（東京大学 地震研究所 助教）

【参考資料】

- 文部科学省
学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）
- 東京都教育委員会
学校危機管理マニュアル（平成24年3月修正）
- あきる野市教育委員会
危機管理基本マニュアル（平成23年9月）
- あきる野市防災会議
あきる野市地域防災計画（平成24年3月）
- あきる野市防災会議
あきる野市地域防災計画概要版（平成24年3月）
- あきる野市総務部地域防災課
あきる野市避難所運営マニュアル・チェックリスト（平成24年3月）